

平成 29 年度 第 1 回 沼津市消費者教育推進地域協議会 会議録

日時：平成 29 年 5 月 11 日（木）9：00～11：00

場所：沼津市水道部庁舎 3 階 会議室

出席委員：色川委員、勝又委員、市川委員、深見委員、金崎委員、原田委員、片平委員、
榊原委員、桐澤委員、渡邊委員、鈴木委員、佐野委員、市畑委員、芹澤委員、
川口委員、神原委員、赤池委員（代理出席）、渡辺委員

事務局：加藤広報広聴課長、朝倉消費生活センター所長、石井主事、鍵山主事

1 開会

2 委員委嘱

・委員及び事務局職員紹介

3 会長挨拶

（事務局）続いて、色川会長からご挨拶をいただきたいと思うのですが、今回は新しい委員が多いことと、前回の協議会から日も経過しているので、会長にご無理を申し上げ、沼津市消費者教育推進地域協議会の意義や仕事について、少しお話しいただけるようお願いしてあります。議事に入る前に再確認、共通認識をもつことができればと思っております。会長、よろしく申し上げます。

（色川会長）おはようございます。この内容はたぶん、前回お話しした内容かもしれませんが、新しいメンバーもいらっしゃるということで、もう一回少し、繰り返してお話しさせていただきます。10 分くらいでと言われておりますので、10 分程度でまとめてお話しさせていただきます。

消費者教育って幅広くて、なかなかつかみどころのないところもあるのですが、定義とかがあるので、その辺のお話しをさせていただきます。消費者教育がなぜ必要なのかということが当然あるんですね。いろいろな経緯はあるのですが、例えば被害金額でも消費者庁が推定している金額が 6 兆円くらいあると。推計の仕方によって数値は違ってくるんですけど、一応毎年消費者庁が出している数値だと、6 兆円くらいです。6 兆円でどのくらいかというと、日本の国防費と変わらない。防衛費と変わらないくらいの被害状況ということで、結構侮れない金額です。

実際窓口にきて、相談を受けている割合というのはかなり低いです。実際は、ここでは 2.5% で計算しているのですが、4 - 5% ではないかと。つまり何かトラブルがあっ

でも、相談に来る割合というのは、非常に少ないということが全国的な状況であります。ですから消費者教育といっても、いろいろ自分が勉強するだけではなくて、実はセンターを認知させることが、非常に重要となります。このことをご理解いただきたいと思えます。

消費者がどれくらい知識があるかということは、これは沼津市のデータではないのですが、この3つの質問に対して、正誤問題、正しいか間違っているかということですが、20、30、40パーセントが正しかった答えです。そうすると、通販とかは、クーリング・オフできないことを2割ぐらいしか知らない。あるいは、契約は印鑑を押すことで成り立つのかを4割ぐらいしかわかっていない。沼津市は成果指標に同じようなデータが出ていて、例えば契約書の問題でいくと、契約書や印鑑の押印がなくても、契約が成立することを知っている市民の割合が33.2%ですね。ですからやはり似たような傾向があって、意外と知らないのかなということが、ひとつ大きな問題となっている。

それともう一つ、消費者教育で問題になっているのが、単にトラブルだけではなくて、環境、地球環境を考えたときに、今までの我々の生活の仕方をしていていいのだろうかという問題がある。そういうことも含めて、消費のあり方を考えるということが、消費者教育の中にあるという風に、理解していただければと思います。

続いて資料の右下のところですが、消費者教育とは、と書いてありますが、2012年消費者教育推進法という法律ができて、その中で、定義がされております。

かいつまんで短くしてしまったのですが、消費生活に関する教育を消費者教育といいます。ただし消費者市民社会を理解する教育も含むと書いてあります。消費者市民社会という言葉が難しいのですけれど、何を言っているのかと言いますと、次の資料を見ていただきますと、これも国が示したもので、消費者庁が、2013年に消費者教育の体系イメージマップというものを作ったんです。沼津市のイメージマップは、これを基に更に沼津市なりの個別の言葉を入れていると思うんですが、ここに出てくる消費者市民社会の構築というところですね、そこに書いてあるようなことですね。こういうことも消費者教育ですよということも理解していただきたいです。

この4つの領域、消費者市民社会の構築、商品の安全、生活の管理と契約、情報とメディア、この枠組で消費者教育というものをとらえましょうということが、国の方針としてあると理解していただきたい。注意しなければいけないことは、学校でこれに当てはまるようなことがあるかということ、そうではない。つまり学習指導要領とは必ずしも連動していないということがあります。

全体的な流れでいうと、2004年に、消費者基本法という法律ができて、消費者養成とか消費者保護についての全体的な法律の改正があったんですけど、大昔に、1968年に消費者保護基本法という法律があったんですけど、その法律を30数年ぶりに改定したものが、2004年の消費者基本法なんですね。この時に初めて、消費者の権利らしきものが入ってきて、その一つに教育を受ける権利というのが入っ

てきて、2009年に消費者庁ができた。それができてすぐ、2010年に、消費者教育をどう進めるかということで、国として初めて、消費者教育だけの審議会を作った。それが消費者教育推進会議なんですね。この会議を作った後に、2012年に消費者教育推進法が作られて、その推進法という法律は法律なので、抽象的なものなので、これを具体的にどうするかということで、基本方針が2013年にできた。という流れになっています。その間に消費者教育の体系イメージマップもできた。

それでは、地方はどう役割を頼まれているかという、消費者教育推進法の概要を見ますと、今までやってきたことがほとんど出ているんですけど、例えばセンターとか教育委員会とか、その他の連携のもとで進めなさい、というようなことが書いてあるんですが、新しいものとして、地域協議会や推進計画を作ってください。まあ、努力義務なので作らなくていいですよというところなんですけれど、がんばれるところはがんばってくださいということだと思えます。

さらに具体的に方向性が上がっているのが、スライドの8ですけど、消費者教育とは先ほど申し上げた通り、結構幅が広くて、なかなかつかみどころがない、どこまで踏み込んでいいかわからないところもあって、消費者行政部局だけではなくて、取組みをしているところもあるのではないかと。ということで、そういうところを皆掘り起こしてみようということをはじめたほうがいい。その中で推進計画と地域協議会を作っていく。

あるいはセンターの拠点化という言葉がありますが、拠点とは何かということ、消費者教育の拠点になってほしいという意図なんです。

もともとセンター自体は、相談業務においては一つの拠点ではあるわけですが、さらに教育もがんばって欲しい、ということを行っているわけなんです。もし教育がうまくいかないのなら、人手の問題とかもありますので、消費者教育コーディネーターという、消費者教育を推進するための人を置いたらどうか。全国、いくつか例が出てきているんですけど、そういうことも言っている。

今、さらに推進地区とか推進校を設けて、消費者教育に取り組んだらどうかということもあります。静岡市なんかも今やっていますけれど、特定の地区だけ集中して、年に4回くらい、個別訪問したりしていますけれど、そういうやり方でやっているところも出てきているわけですね。さらに消費者教育の担い手というんですかね、消費者教育を教えられる人というのは限られているんですね。ですので、そういう人たちを養成しましょうということも言われています。今年、多分県が、そういう消費者教育の担い手を養成するつもりがあるんですけど、そういうことで取り組んでいく。

掘り起こして、さらにそれをつなげて、つづけることが求められている。

消費者教育推進地域協議会は、法的には推進法の中では第二十条で規定がありまして、構成員相互の情報交換、調整とか、推進議案があった時には推進計画について作成とかあるいは変更とかに関して意見を述べること。と書かれています。これは建前と、法律上もそうなんですけど、実際はそういうつもりで作ったのではなくて、本当は消費者教育

がなかなかうまく進んでいないのではないかということが、地域のそれぞれの世界ではあって、その中で、どうしてそれを盛り上げていくのかということが考えられている。

ということは、協議会に期待されているものは、単に情報交換だけではなくて、こういうことをきっかけにして、消費者教育を推進しましょうという、行政だけではなく、人手とか予算とか、そういう問題もあるので、皆さん一緒に関わって、推進できる状況を作った方がいいんじゃないか、ということだと思います。

ですから、あまりマンパワーが弱いということがあれば一緒に助け合うという考え方がだと思います。消費生活展というのがありますけれど、ああいう場面にも積極的に出ていった方がいいと思いますし、出前講座もありますね。できるだけ協力して、地域で消費者教育を推進できるだけ推進していこうと。優先事項だけやるのではなく。

実効性のあるもの、意味のあるものにしていくためには、日常的に情報交換をしていく。最近沼津市はフェイスブックをあげられていて、ああいうことが大事で、京都市がすごいしょっちゅうあげてますね。フェイスブックを見ている人にしかわからないんですけど、情報提供としてはわかりやすい。

あるいは消費生活展ですね、例えば消費者協会さんがやられていますけど、他の団体も入ってきてもらって、それぞれブースを設けてもらうとか、あるいは学校や大学とか、沼津は高専ですか？地域によって違いますけれど、そういうところにもブースを設けてもらって関わってもらう。そういうやり方で巻き込む。そういうことも考えられる。

あと、これは細かい話ですけど、ある地域で、学校現場で研究授業があったんですね。消費者教育の研究授業。それについて、協議会が直前にあったので、協議会の時にその情報を流したら、何人かの協議会メンバーがそこに見に行っただけです。見に行ったら、ああ、なるほどと。学校現場での教え方が初めてわかったんですね。こういう問題があったら、こういうところから教えるんだと。自分が出前講座とかやるときに参考になったりもするので、そういう関わり方、日常的な関わり方がとても意味があるかなと思います。

全体としてまとめますと、消費者教育は、消費生活に関する教育ですし、その一方で消費者市民社会という大きな枠組みが出てきていますけれど、トラブルだけでなく、消費の在り方も含めた学びをすることが求められています。なかなかその学びというのが現実的に、放っておいたらなかなかできないようなんですね。ですから、ある程度人為的に手を差し伸べながら、地域でそれを学ぶ機会をあちこちで作っていくことが求められている。そして、それは消費者行政部局だけではなく、当然見守りということで、福祉関係部局だったり、学校現場だったら教育委員会も関係があるかもしれませんが、そういう関わりの中で推進していくことが求められている。協議会はその中では、一つのコアとは言いませんけれど、一つのきっかけにして、推進していくことが求められている。

簡単ですけど、終わります。

(事務局) ありがとうございます。では、これより議事に入らせていただきます。進行は会長にお願いしてあります。それでは再度、よろしくお願いたします。

4 議事

(1) 平成 28 年度 沼津市消費者教育推進計画に関する取組みの実績報告

(色川会長) それでは、議事に入らせていただきます。次第には3つあります。まず、一つ目から。(1) 平成 28 年度沼津市消費者教育推進計画に関する取組みの実績報告、事務局の方からお願いします。

(事務局) はい。それではですね、平成 28 年度沼津市消費者教育推進計画に関する取組みの実績報告ということで、私の方からご説明をさせていただきます。資料については事前に配布をさせていただいておりましたこちらの表ですね。平成 28 年度の取組み状況の、A3とA4の資料ですね。本日、一部差し替えのものを配らせていただきましたので、そちらの方も併せて見ていただければと思います

今回ですね。平成 28 年度の取組みに関しまして、庁内各課に、照会を4月7日に行いました。そこで、12 の課から報告がありまして、今回一覧の方にまとめをしております。併せまして、協議会の委員の皆様にも照会をかけさせていただきまして、報告をいただいた分についても、同じようにまとめております。それが外部団体とさせていただいた別の紙になります。

今回各課からあがってきたものの中で、前回、昨年度の協議会の際にはなかったものとしまして、環境政策課からの報告がありまして、そこで大きく数が増えているんですけど、そこに関しましては、今回新しく事業が増えたということよりも、前回報告がなかったというところになります。そこは把握していなかったということになりますが、今回は、環境政策課においても取組みがありましたので、追加になっております。

表のつくりのことについてですが、前回、昨年度の協議会で配布したこちらの表に関しましては、中段になっておりますライフステージの部分と、その下の重点領域、こちらの部分で、それぞれ別のシートに分けて、それぞれ該当している部分はどこかというようなまとめ方になっておりまして、少し見づらい部分もありました。かつ、各取り組みが、消費者教育推進計画の中で設定している重点目標、これに対して、どのようなところで当てはまっているか、重点目標ごとにどのような取組みができているのかが、把握しづらい状況にありましたので、表の上段のところ、取組みの事業名の下にあるところですが、ここに重点目標ということで、1から5まで載せまして、それにどこが該当しているのかというところを、追加で入れるようにいたしました。

これをもとにですね、こういった担い手により、こういった取組みが行われているの

かを、一目で見えるようにというふうに考えているのがこちらの資料です。

細かくなってしまって申し訳ありませんでしたが、個票等も事前に配布させていただきました。すべてをご説明するのは、時間的にも難しいので、まずは、消費生活センター、事務局になりますけれど、そちらでの取組み、特に昨年度新しく取り組んだ部分に関して、少し説明をさせていただきたいと思います。

昨年度は特に、計画の中でも強く謳っております、若年層に対する教育という部分に特化して取組みをしてきました。そこで、若年層に対する教育の一つとして、出前講座ですね。表でいうと、12番の消費生活出前講座というところになりますが、それまで以上に若者向けの出前講座を強化してきました。実際に市内の高校ですとか、所長を中心にいわゆる営業ですね。出前講座をやらせてほしいというような、依頼をしていった中で、昨年度に関しましては、学童保育で2か所、中学校で1校、高校が1校、専門学校が1校というような所で講座を行うことができました。人数でいうと合計で358人に受講していただいて、そのように、若年層に対する出前講座に力を入れてきたところで

同じように、若年層の部分としましては、昨年度新しい取組みとして、表でいうと14番ですね。ウェブCM作成というのがありますが、今回、吉本の芸人、吉本クリエイティブエージェンシー様に委託をするという形で、ウェブCMを作成しておりました。ほぼ完成しております、これからまさに公表していくところなのですが、それに先立ちまして、この事業に関しましては、今年の2月4日、昨年度の消費生活展におきまして、実際作成に携わっていただいている、沼津に住みます芸人のヌマンズという芸人さんがいるんですけど、本人にも登場していただいて、消費生活展において、ウェブCMを作っているというPRをするイベントを実施しました。この動画はですね、今後、フェイスブック等に掲載したり、ホームページに掲載をする、それだけではなく、まだ構想段階ではありますが、引き続き吉本様とも協力しながら、例えば、駅前の街頭ビジョンで流したりですとか、劇場に来られた方に公演が始まる前に見ていただいたりとか、様々な場面で活用していきたいと考えております。作ればいいというものではないと思っていますので、活用ということを今年度は考えていきたいと思っております。

繰り返しになりますが、新しい取組みとして、15番にあります、消費生活センターのフェイスブックの公式ページを開設いたしました。昨年の夏から開設をして、やってきたわけですが、そこで様々な消費者被害に関する注意情報、消費者庁ですとか国民生活センターが発表するような情報も含めまして、市民の方々に知っていただきたいという情報を発信したりですとか、出前講座をやった際とか消費生活展等のイベントを行った際にその報告もフェイスブックのページで発信をしております。

こちらの課題としては、いいね！という機能があるのをご存知かと思うのですが、ページに対してのいいね！登録や閲覧をしていただいている人の数と言っていいと思う

のですが、その数がなかなか、思ったようには伸びていないところがあります。なるべくコンテンツというか、その中身ですね、投稿する内容ですとかというものを工夫して、幅広い人に注目していただけるような内容にしていくことで、更に閲覧者の数を増やしていきたいと思っています。これに関しましては、委員の皆さんの中で、フェイスブックを活用されている方がいらっしゃいましたら、是非まず、いいね！を押していただいて、何か投稿があった時には、それに対してまたいいね！を押していただくと、どんどん広がっていきますので、そのあたりはぜひ委員の皆様にもご協力いただきたいという風に思っている部分です。

主に消費生活センターの部分の中で、昨年度新たに力を入れて取り組んだ点について、今ご紹介をさせていただきました。

今回はですね、先ほども申し上げましたが、協議会の委員の皆様にも、各委員の方が所属されている、団体における取り組みについてもご紹介をさせていただいたところ、金崎副会長所属の沼津市消費者協会様の取り組み、鈴木委員の司法書士会の取り組み、沼子連の加藤委員の方からも報告いただきました。あと渡辺委員の方からですね静岡市での取り組みということで、参考という風にさせていただきましたけれども、弁護士会における取り組みというところもですね、今回報告をいただきましたので、今日の資料にいれさせていただいているところです。簡単ですけれども、28年度の取り組みについての報告をさせていただきました、以上です。

(色川会長) ありがとうございます。それでは質疑応答に移りたいと思いますが、何かご質問ご意見等ございますでしょうか。

では、私からよろしいでしょうか。ただ今説明頂いたことについて確認したいのですが、12番の消費生活出前講座は、28年度の学校での出前講座は6校だったとのことですが、前年はどうだったんですか。無かったんですか。

(事務局) 27年度は実績はなかったかと思います。

(色川会長) そうすると、前の年の実績をしっかりと言ったほうが変化が分かるので良いと思います。もし0校から6校になったということなら、それを言ったほうが良いですね。それで、評判はどうだったんですか。受講した生徒にアンケートは取ったんですか。

(事務局) 直接生徒に感想を求めたわけではないですが、学校の先生からは、相談員から実際の相談事例等について具体的な話を聞くことができ良かったとご好評いただきました。

(色川会長) できれば生徒の感想も聞いたほうが良いと思います。今、国もよく言っているのが「効果測定」の部分です。なんでもそうです。それが良いとは思いませんが、ある程度はやっておいたほうが良いです。やっぱり悪い評判というのはあまり出ないです。単に次の年から出前講座の依頼が来なくなったりするんですよ。だから、悪い部分も含めて聞いておいたほうが次に生きると思うので、それはお願いします。

あと、14 番のウェブCM作成ですが、これは地方消費者行政推進交付金の先駆的プログラムの対象ですか。

(事務局) 県の補助金の対象ではありますが、先駆的プログラムの対象にはなっていません。

(色川会長) このような動画は YouTube に載せるところもありますが、同じように YouTube に掲載するんですか。

(事務局) はい。沼津市の公式 YouTube に掲載しようと思っています。

(色川会長) あとは、Facebook ページのいいね！の数が少ないという話でしたが、どれくらいの数を目標にしているんですか。

(事務局) 現状のいいね！の数は約 80 件程度です。数は多ければ多いほうが良いと思いますが、まずは 100 件という数字を目標にしてなんとか増やしていきたいと思っています。ただ、沼津市の他部署が運営している Facebook ページの中には 200、300 件のいいね！が付いているものもありますし、やり方次第で注目を集めることはできるかと思っていますので、投稿内容の充実というところを意識してやっていきたいと考えています。

(色川会長) 意外と投稿の回数が多いページがいいね！も多くなるんですよ。しょっちゅうくるから自然と見るというように、回数に比例すると思うんですよ。大変だとは思いますが、週に 1 回は投稿するとか、内容はなんでも良いんですよ。例えば、私もそうですが、沼津市消費生活センターの写真を見たことがないんです。施設の様子が分からないんですよ。そういうのでも良いと思います。一般の市民知らないんですよ。だからセンターへの行き方とかを動画で挙げて良いですよ。市役所に入ってどこにあるのかとか。そういうのでも面白いと思います。

すいません私ばかりで、他の委員の皆様から質問があればお願いします。

(色川会長) 消費生活展は、沼津市消費者協会さんと他はどういうところが関わっているんですか。

(事務局) 運営委員は出展団体も兼ねていますが、NPO法人静岡リサイクル協会沼津支部さんなど市内の団体様が委員となっていていただき、当日も出展いただいております。

(色川会長) 沼津市消費者教育推進地域協議会の委員はその運営委員には入っていないんですか。

(事務局) そうですね。沼津市消費者協会さん以外にはいらっしゃらないです。

(色川会長) 是非、今後入るように検討したらどうでしょうか。あちこちで同じようなイベントをやっていますが、結構たくさんブースが出て展示をしています。高校に出店してもらっても良いですよ。例えばフード関係に力を入れている学校があったらそのようなところに出てもらってというのもどうでしょう。

(事務局) そうですね。新たな出展団体については、今後検討していきます。

(色川会長) 他質問いかがでしょう。何でも結構です。

(鈴木委員) 司法書士会の取り組みとして、高校生法律講座であるとかシニアクラブにおける法律講座を数年前から継続的に実施してきました。また、2年前頃から小学生を対象とした親子法律教室というものを開催するようになりまして、昨年は沼津市商工会議所で沼津市さんと沼津市教育委員会さんにご後援頂きまして、沼津市・三島市・長泉町・清水町の小学生を対象にした教室を開催しました。

平成28年度主体別取組状況の10番の親子消費者教室を市でも実施したということですが、なかなか小学生に対し講座を実施するというのは難しく、どういう工夫をすれば良いのかというのを司法書士会でも検討をしています。親子消費者教室はどのように開催しているのか教えて欲しいです。

(事務局) 親子消費者教室は毎年夏休みに開催してまして、内容としてはどこまで消費者教育という部分に当てはまっているかというところはあるんですが、静岡県環境衛生科学研究所が行っている商品テスト実習というものを活用させていただいています。具体的には、牛乳パックを使って再生紙はがきを作るといったものや食品に含まれる添加物や糖分量を調べるというような内容で、リサイクルや食の安全をテーマとした講座を開催しています。

昨年度は8月に開催予定だったのですが、当日台風が接近したため開催中止となって

しました。それもあり、3月に新しい取り組みとして春休み親子消費者教室を開催しました。こちらは、講座の中身については消費生活センターで企画しまして、職員が講師を務めました。内容に関しましては、対象が小学校高学年の児童とその保護者でしたが、契約とはなんだろうという基本的な知識に関する講座や、第一生命が作成しているボードゲームを活用し消費生活についてすごろくを通して体験してもらいました。あとは、LIXILが作成している「家の中の安全を考えよう！」という映像教材を活用して家の中の安全という話をしました。

(色川会長) いずれの教材も良いですね。お金がかからないですし。

(事務局) やはり企業が作っているものなのでクオリティも高く、内容も面白かったので活用して講座を行いました。

(金崎副会長) 沼津市消費者協会の取り組みに関してなんですが、静岡県消費者団体連盟の傘下に入っております。静岡県から出前講座の予算を少し頂いて、放課後保育に入らせていただいて、春休みや冬休みは先生方も子どもの相手をするのになかなか時間が潰せないということで、非常に歓迎頂いております。子ども達も結構乗り気になってやってきて、小さいころから教えておくとよいかなどということがいろいろあるんですけど、とても楽しくやらせてもらっています。

また、ローリングストックを活用した料理教室も昨年度初めてやってみたんですが、色々なところで言われるようになったローリングストックというものについて説明をして、災害用に備蓄していた食べ物の賞味期限が切れてしまうということがありますので、それを回転させながらお料理をしてみましようということで季節のものを使って行いました。これは沼津市消費者協会の会員のほかに、一般の市民の方にも参加いただいて料理教室を行ったんですが、非常に好評でした。今期は去年とは違う季節にやろうと思っています。災害の時には調味料とかそういうものが手に入らないということがありますので、調味料が揃わなくても市販の缶詰などを使って味付けが十分にできるということを栄養士の方から教えていただきました。参加者にもとても好評でしたし、私たちも勉強になりましたので、また今年もやっていきたいと思います。

高齢者の被害防止についてもいろんな方をお願いをしまして、自分たちの住んでいる身近なところに行くこともあるんですけど、足を踏み入れたことがないようなところに先日榊原会長をお願いをしまして第四地区にも行かせていただきました。地域の人と一緒に活動をして、楽しませていただきました。

以上です。

(色川会長) 今、沼津市消費者協会さんにお話しいただきましたが、せっかくなので先

ほど少し説明頂きましたが司法書士会さんについても詳しくお話しいただけますか。

（鈴木委員）資料は外部団体の5番のところになります。親子法律教室というもので、2年前から司法書士会で取り組むようになりました。これまで静岡、浜松で行っていき、今回沼津でも行うようになりました。

昨年度は平成28年9月11日に沼津市、三島市、清水町、長泉町の小学校4～6年生とその保護者に対して、「解釈のちから～紙芝居で学ぶ法教育～」という内容で実施しました。講師を務めたのも司法書士なんですが、紙芝居を読みながら途中で止めて、小学生を5人くらいのグループに分けて紙芝居の中に書かれている文言をどのように読むかということを考え、各グループのリーダーに発表してもらうことで他のグループが考えを聞いてどう思ったのかといういわゆる参加型の講座です。最後に総括として法律の考え方や解釈について講師から説明をするという内容となっています。

アンケートも取っているんですが、保護者の評価も概ね良かったと思っています。小学生は自由な発想でいろいろな意見が出て面白かったのも、司法書士会としては今後もこの取り組みを続けていきたいと考えています。

簡単ですけど以上です。

（色川会長）ありがとうございます。せっかくですので、弁護士会の取り組みについて、参考情報ということかもしれませんが、渡邊委員ご説明をお願いいたします。

（渡邊委員）昨年度は沼津市で行った取り組みはなかったんですけど、弁護士会に問い合わせたところ静岡市で2つほど取り組みがありましたので、報告させていただきます。

一つは、静岡市の消費者教育推進校において消費者教育ミニ講座を実施しております。朝の読書の時間という短い時間ですが、弁護士の仕事や消費生活上の注意事項について話をしてほしいと小学校の方から発注があったため、学校に伺って実施したと聞いております。

それと、静岡大学教育学部附属中学校の方からアポイントメント商法に関する授業の発注がありまして、昨年2回実施しております。自分が行っているわけではないので、詳しい内容については分かりかねるところがあるんですが、1点目の消費者教育推進校での講座は今年度も実施すると聞いています。

（色川会長）ありがとうございます。これは発注すれば沼津市でもやってくれるんですか。

（渡邊委員）弁護士会のほうもマンパワーがどれくらい準備できるのかというのが分か

らないのでそんなに積極的には実施していないんですが、発注があれば基本的にはお断りすることはないと考えていただいてもよいと思います。

(色川会長) そういうことですので、是非沼津市でも活用していったらどうでしょう。

(事務局) はい。是非よろしくをお願いします。

(色川会長) 補足しますけど、この消費者教育推進校というのは静岡市の取り組みで、消費者教育の中で推進校や推進地区を設けているんですが、その一環で静岡市立美和中学校が推進校になっています。今年は推進校を増やしたいと思いますので、講座の実施回数ももう少し増えるかもしれません。

そのほか、何か庁内の関係でも昨年度の実績について補足等あればお願いします。

(芹澤委員) 社会福祉課の芹澤です。今回初めて協議会に出席するんですが、前回の資料を見させていただきました。その中で、出前講座等で使用している啓発で持っているDVDのリストがあったと思いますが、貸出状況というのはどれくらいあったんでしょうか。

(事務局) 昨年度は4件でした。4件中2件は学校の先生からの依頼で、うち1件は出前講座を実施した高校の先生です。

(芹澤委員) リストを見ると結構面白そうなものがありますし、時間もそんなに長くない見やすい内容になっているようですので、出前講座を増やした方が実績として良いということがあるがあんまり増えてしまうと人員的に消費生活センターが大変になってしまうという話があったので、DVDの貸し出しだけを増やしていけばよいのではと思いました。

DVDの貸し出しについてのPRはどうやっているんですか？

(事務局) 市内の学校にDVDの貸し出しに関する資料を送りました。ただ、現状あまり貸し出しの依頼は少ないので、引き続きPRを行っていきたいと思います。

芹澤委員がおっしゃったように、出前講座を行うというのは消費生活センターの人手の問題も出てきますので、活用できる部分はしっかりと活用していきたいと思います。

(芹澤委員) ちょっと思ったのは、申し込みがあって貸し出しをするというのはわざわざ申し込みをしなければならなくて大変だと思います。そこで、例えばある一定の期間どこかの地区センターに置いておいて、皆さんぜひ見てくださいという風にするという

ような取り組みってできないかと思いました。そうすれば、たまたま用があつて地区センターに来た人がDVDがあるから見てみようかとなるんじゃないでしょうか。いつからいつはこの地区センターと設置するというのも良いのではないかなと思いました。

(事務局) ありがとうございます。確かにDVDは消費生活センターにあつてもしょうがないと思いますので、検討してみたいと思います。自治会の協力も得られるとよりよいのかなと思いますので、考えていきたいと思います。

(色川会長) 学校だといろんなところからDVDが届いて困りますよね。だから、送ったから見るかっていうとなかなかそうもいなくて、手間をかけた方が良い点として紹介の仕方です。単にリストを作ってこんなものがありますと言ってもあまりインパクトはなくて、中身についてもこれはこういう時に使えますよとか、これはこういう部分が良いですよというように、最近本屋さんでも本にポップが付いてるじゃないですか、ああいうのがあった方がもう少し考えてもらえるんじゃないでしょうか。時間配分がどれくらいとか。手間をかけないとなかなか利用されないかなと思います。その辺を工夫していく必要があるんじゃないでしょうか。

(事務局) そうですね。先ほど出前講座を行った高校の先生から貸し出しの依頼があつたと言いましたが、その先生も内容が面白かつたのでまた授業で使いたいということで依頼をいただきましたので、やはり中身を知ってもらうというのは大事なんだと思います。

(色川会長) その先生が良いと思つたのをきっかけに他の先生にも知ってもらえるかもしれないですね。

その他いかがですか。

(市畑委員) いつも出前講座でご協力いただきありがとうございます。DVDの話聞いて思つたんですが、生涯学習課でも市民大学という事業を行つていて、いつも会場前に皆さん立って待つてらっしゃるんですね。どうしても手持無沙汰でだんだんイライラしてきてしまつて、そういう時にDVDを流しておけば皆さん気が紛れるのかなと思つました。あと、銀行の待ち時間とか、市民課の待ち時間とか人がぼおつと待つているような時間にDVDを流しておけば見てもらえるのかなと思つました。

これはお金がないと難しいのかなとは思いますが、さっきよしもとがCMを作つたという話があつたんで、よしもとの芸人が漫才で講座を面白い感じにしてやったら面白いんじゃないかなと、NHKでも漫才で法律相談とかいうのがありましたよね、そんな感じできたら面白いのかなと思つました。

(事務局) ありがとうございます。消費生活センター主催のくらしのセミナーというものを年4回ほど文化センターで開催しているんですが、そこでも早く来られた方が待ってらっしゃる時間がありまして、以前職員で5分くらいの時間で講座のようなものをやってみたこともあります。そこでDVDを流すというのも一つの手だなと思いましたので、そういったところでも活用していきたいと思います。

待ち時間のモニターで流すというのも良いアイデアだなと思いましたので、例えばよしもとのCMを流すとかということも考えたいと思います。よしもとに関しては沼津市とパートナーシップ協定を結んでいるというところもありますので、今後できるだけお金のかからない部分で協力をしてもらおうと思っています。

(2)平成 29 年度 沼津市消費者教育推進計画事業計画について

(色川会長) そうしましたら議題の次にかかしていただいて、平成 29 年度沼津市消費者教育推進計画事業計画についてお願いします。

(事務局) はい、続いて 29 年度の事業計画について説明をさせていただきます。資料が非常に煩雑になってしまい申し訳ありませんが、29 年度の主体別取り組み計画の方をご準備いただければと思います。

資料の方ですね、作りは同じ作りになっております。先ほど申し上げました紹介で報告のあった今年度の計画について、こちらの方でまとめをしております。

事業の数としては、庁内に関しては増減はないです。外部団体様の方で、司法書士会様の事業として、一つ訪問販売お断りステッカー配布というところが一点増えているというところがあります。

この形で 29 年度も計画の方をまとめているんですけども、28 年度の振り返りも含めてのところもあります。計画というところは特に、何をどういう風にやっていくのかというところが、一覧表で出ただけでは中々わかりにくいところもあるかと思います。

委員の皆様からのですね、ご意見をしっかりいただいて、よりよいものにしていくというところで、もう少し話がしやすいような工夫ができないかということで、事前にお送りした、平成 29 年度消費者教育の取り組みの方針についてという、A4の差し替え版を机の上に配布資料として置かしていただいています。A4縦版のですね、29 年度の消費者教育の取り組み方針についてという資料を基に少し説明をさせていただきたいと思います。

資料の方が、多岐に渡りまして、申し訳ありません。

29 年度の取り組み方針についてということで、まず最初の部分ですね、1 というと

ここで、表に消費者教育推進上の重点目標別の事業実施状況ということで、各重点目標に該当する事業が、今現在どの程度あるのかということ、改めて数字で示しているものになります。

1つ目の推進法の趣旨及び消費者市民社会の意義普及啓発というところで、各報告の中で、重点領域の部分で当てはまっている〇がついているかという単純な部分ですね、ここに数字の方で集計をしているんですけども、28年度は49事業、29年度については50の事業があるという形になっております。

2つ目の各主体への意識付け及び実践方法の普及は28年度については12事業、29年度については13事業となっております。

3番目高齢者等への啓発と福祉関係者等の連携強化のところですが、28年度は35の事業、29年度については34の事業という風になっております。

若者に対する消費者教育の充実ですが、28年度は52、29年度は54の事業がございます。

消費生活センターの拠点化ですが、28年度は3つの事業、29年度は同じく3つの事業という形です。

これはあくまで報告いただいたところの中で、重点領域ですとか、ライフステージ、こういったところで、あてはまる場所の数を集計している数字になっておりまして。その単純な集計をしている数字の中でも、2番の各主体への意識付け及び実践方法の普及ですね。あと5番のセンターの拠点化がやはりまだまだ、弱い部分なのかなというところがある程度わかるかなと思います。

該当するかどうかの部分がある中で、各事業がそれぞれの目標に対してどれだけ実際の啓発であったりとか、実践方法の普及であったりですね、その教育の具体的なところがどれだけできているのかが、現在計りきれていないので各事業の取り組みの達成の度合いをみていく必要があると思います。

この現状の実施状況を踏まえまして、2番目に平成29年度消費者教育における重点取り組みとして、29年度消費者教育を推進していく上での重点的な取り組みとして5つあげております、それぞれ重点目標のどれにあてはまるのかを含めて見ていただければと思います。

まず一つ目がですね、各主体における取り組みに関する情報集約と情報発信というところで、これは重点目標のですね1、2、5のあたりに該当するかなというところですが、以前から課題としてあがっておりますが、様々な担い手が行っている各事業、各取り組みについての情報が、やはり集約という部分で弱いかなという所がありますので、そういった部分をしっかりと今以上に情報の集約をして、消費者教育の取り組みということで発信をしていく。発信をする上では、センターのホームページですとか、フェイスブックページなどを活用してですね、情報発信をしていきたいという風に考えております。

このことが センターでの情報収集もそうですし、各担い手における消費者教育の意識の向上にもつながると思いますので大事な部分かなと思います。

2つ目が高齢者見守りに向けた地域包括センターとの連携強化ということで、重点目標としては3番目、高齢者等への普及啓発の部分に該当するものとしてあげています。今までも、地域包括支援センターとは様々な部分で連携することはありましたが、改めてここをしっかりと強化していこうということで、まずは悪質商法ですとか詐欺等が沼津市で発生をした際に、その情報を各センターの方に共有して、センターの職員の方が日々接する高齢者の方々に対しての呼びかけに結びつけていくという所で、情報共有という部分を強化していきたいという風に考えています。

加えて消費生活センターの出前講座等の啓発活動への協力要請ということで、各支援センターで色々なイベントがあって、そこに地域の高齢者の方が、集まってきてお話を聞いたりですとか、何かイベントをするというようなことが、各センターであるというような話を聞いてますので、そういった場をぜひ活用させていただいて、出前講座等の啓発活動をしていきたいという風に思っております。

実際に、先月の4月26日ですけれども長寿福祉課の方で行っている地域包括支援センターの運営会議に出席をさせていただき、各センターの方々全体に対して依頼をさせていただきました。実際にですね、今年度千本の地域包括支援センターと門池の地域包括支援センターの方から依頼をいただいております、これから講座の方を実施していくということになっております。門池の地域包括支援センターからはですね、何回かに分けてシリーズ化していろんな事例等についても話をさせていただきたいという風なこともおっしゃっていただいておりますので、今言ったようなセンターに限らず、全体的にそういった部分での連携もしっかりと強くやっていきたいと思っております。

3番目に学校における出前講座の実施拡大ということですが、重点目標の4番ですね。若年者に対する教育の充実として挙げております。これは昨年度からも引き続きの部分になってきますけれども、啓発を行っていく上で、例えば啓発の冊子ですとか、チラシを配ったりということもありますけれども、本当に読まれているのかとかその効果が計りにくいところもあります。やはり出前講座という形で生徒を集めてですね、もしくは教室単位でしっかり直接生徒に対してそういったお話ができるという場がですね、ダイレクトに啓発が届く有効な場なのかなという風に認識をしております。ただ先ほどもあったようにマンパワーの部分の問題がありますけれども、大事な部分だと思いますので、ここはですね今年度もしっかりと強化をしていきたいと考えています。引き続き小学校、中学校、高校、専門学校における出前講座を実施をしていきたいという風に思っています。

4月末時点で高校1校、専門学校2校、の実施が決定しておりますが、なかなかまだ入りこめていない部分として、小学校、中学校このあたりがあります。そこはぜひ委員にもなっていただいておりますが、教育委員会の方もしっかりと連携をさせていただ

きながら、入りこんでいき、小学校、中学校でもやっていければという風に考えているところ です。

4番目が外部団体による啓発の推進ということで、5番のセンターの拠点化というところで、該当する部分かと思っております。先ほど外部団体、委員の皆様が所属される団体の取り組みとして紹介をしていただいたような部分で、沼津市消費者協会さんのもので、幼児児童への講座の実施ですとか、弁護士会さん、司法書士会さんの啓発講座等もですね、ぜひこれはセンターとしてもしっかり活用というところであれですけども、連携をさせていただいて、センターの方でそういった場を設けてですね、そこで啓発の方、教育の方を委員の皆様、外部団体の皆様に実施していただきたいという風に考えております。繰り返しになりますが、センターだけが、こうやっていくというのは限界がありますので、なるべく担い手ですね、皆様の力を借りて啓発教育の方を強化していくところが、非常に重要なことと考えています。

最後5番目ですが、担い手の育成ということで、これも重点目標の5番、拠点化のところにあてはまるものとしてあげております。関係各課職員ですとか、先ほどあげたような地域包括支援センターですとか、これに限らず、福祉関係者、教育関係者等も当てはまってくるとおもいますが、そういった担い手となっていただくような部分の方々に対しての講座の方もやっていければという風に考えているところ です。

その一つとして、今年度新たに沼津市の新規採用職員の研修が4月の中旬にございまして、そこで時間を30分ほどいただいて、新規採用職員に対して消費者として気をつけてほしいことですとか、あとは市役所の職員として様々な市民の方と接することとなりますので、そういった中でどういったことに気づいて、何かトラブルにあっているような市民の方がいた場合には消費生活センターを案内するとか、そういった消費者教育、消費者啓発、消費者被害の防止、こういったところに関わってほしいというような部分の話も含めて講座の方を行ったところ です。

それ以外にも今言ったような福祉関係者ですとか、教育関係者の方に対しての啓発という部分も必要であるかなと考えていますのでこちらも実施していければなと思っています。以上が取り組み方針についての説明でした。

加えてですね今回も色々な資料が煩雑になってしまい、かつ取りまとめの表も見やすいのか、わかりやすいのか、という所もあると思います。

先ほども申し上げたように各取り組みがありますが、その中での消費者教育という部分の取り組みの達成の度合いのところまでの一歩踏み込んだ確認というのができていない状況ですので、今後取り組みの実施状況等を調査していく上で、その各取り組みにおける重点目標等のどれだけできているかの部分を確認していくということも必要になってくるかと思えます。

そういったところも含めてですね、どんな所が弱いのか、どういったところが課題なのか、という所を分かるような形で、教育を推進していくところの土台の部分になると

思うのですが、そういったところもしっかりと考えていく必要があるのかなという風に思っております。

全体の説明は以上になります。

(色川会長)

ありがとうございました。

それではこの取り組み方針も含めて、ご質問ご意見等があればお願いします。

(桐澤委員) 民児協ですけれども、今年度の重点取り組みの2番に地域包括支援センターと連携して講座をやると書いてありますが、講座は分かりづらいところがあるので、あまり大人数ではなくて少人数で、内容もDVDで映像を観たり、高齢者だとどうしても忘れちゃうところがあるんで、そのあたりを工夫してやってもらいたいと思います。

それから、それぞれの地区に方々に民児協を通してお話しできれば応援していきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。詐欺や消費者トラブルなどはまだあまり知られてなくて浸透していないのも確かだと思いますし、最近は高齢者ばかりじゃなくて若い人も引っかけちゃうから、その辺もあると思っておりますのでよろしくお願いします。

(色川会長) 他いなかでしょう。

(榊原委員) 私は今回初めて計画など見させていただきましたが、あまりにも範囲が広すぎる。市役所も13の課が関わっていて、外部団体も3団体ある。私、自治会をあずかって20年以上になりますが、消費者教育に関わる取り組みが53あるということだけれど、私の勉強不足かもしれないけれど、これが自治会に浸透していると思えないんですよね。だから、できれば今294ほど自治会があって、小さなところや大きなところなど自治会があるけど、こういうところに出てきてもらってこういうことをやっているよと伝えてそれが浸透していく方が、上だけでまとまっているのっていうのはなかなか地域住民に理解されないと思うんですよ。

今桐澤さんが言ったように、色々やられているというのがあんまりよく分からない、確かに一生懸命やられているんでしょうけど。地域住民がこの取り組みについてどれくらい知っているのかなと思うんですよ。フリーマーケットフェスティバル&消費生活展なんてのは定着しているから分かるんだけど。

やっぱり自治会の方に来ていただいて、いろいろ住民に説明していくほうが良いと思う。私は20数年やっているが、この計画がいつできたか知りませんが浸透力は弱いと思います。

自治会長は今市長の委嘱で任期が2年なんですけど、今2年やる人があまりいなんですよ。3分の2が1年任期なんですよ。なので、約200人近くが自治会長1年で交代し

ているんですよ。4月に自治会長が新しくなりますね、12月頃はもう次の自治会長を決めていくようなかたちになるんですね。なので、こういったものを落としても前向きにやっていこうと思う自治会長があんまりいないですね。そういう事考えると、いかにこの消費者教育推進計画は上だけで動くんじゃなくて下まで浸透させなきゃいけない。指導というか説明する人が少ないと思うけど、その辺の育て方とかを考えていかないとなかなか大変かなと思います。

私ども自治会も協力しますので、自治会長に今年度の計画はこうですよ、そちらでこういうことをやってくれませんかというアプローチかけないといけないと思うんで、1年2年では難しいかもしれないけど少しずつ浸透させていくと良いかなと思います。

(事務局) ありがとうございます。自治会のご協力が本当に重要だと思っています。

(榊原委員) 自治会の仕事って、すごくたくさんあるのでこういうものに真剣に取り組むのはなかなかできないと思うんだけど、アプローチさえかけてもらえればじゃあ住民に話をしていきましょうというふうになる自治会長もいると思いますので、私の方からも行っていきますし、月に一回委員会を開いていますので、各課から自治会長にこれを落としてくれって言ったほうが良いと思います。沼津市消費者協会の会長さんはいろいろとやられてて分かるんですが、他の団体の動きはよく分かりません。

(事務局) ありがとうございます。消費生活センターが実施している出前講座も、各自治会の婦人会等の個別の集まりから直接依頼いただいて啓発を行うというのはあるんですが。

(榊原委員) 依頼されて行くんですよ。これだけ年間やってるんですよということを上から落としてもらわないと依頼の仕方がなかなか難しいですよ。先ほど言ったように、1年任期の自治会長だと特に何にもなければそれで良いですよってなっちゃうので、やってくれって言われるとじゃあ1年間の間に1個くらいやろうよっていう自治会長も出てくると思います。

(事務局) 実は昨年度、内浦地区の丹羽会長からお話をいただいて講座をやらせていただきました。その当時内浦地区で悪質商法の被害が発生していたということもあって、自治会、地域包括支援センターと連携して消費者トラブル防止に向けた出前講座を開催させていただきました。その口座には地域住民をはじめ、沼津警察署生活安全課の職員や金融機関の方などもお集まりいただきました。

(榊原委員) そういう風に横の繋がりを意識して、関連するいくつかの課で連携してや

っていけば良いのではないかと思う。

(事務局) 初めの色川会長の話にも合ったように、どこかの地区をモデル地区として特化して取り組んでいくというのもひとつの手だと思いますし、逆に全体に対して働きかけていくというのもありますので、是非協力していただければと思います。

(榊原委員) 今年度これだけのことをやってるよということを自治会長に分かってもらわないとなかなか理解されないと思います。これだけやるのは大変ですよ。これに関わるお手伝いも必要かもしれないし、例えばエコリーダーの下にエコ推進委員でいるように、そういう人を抱き込んでやっていけば、住民にも浸透していくんじゃないかと思う。高齢者ってあんまり会議をやろうと言ったってあんまり出てこないです。Facebook なんて見る人は限られてるんですよ。若い人は見るんだろうけど、私も見ないしね。それから、今日の資料もこんな小さい字じゃあ見えない。沢山のものをまとめたからこうなったんだろうけど、これじゃあ眼鏡しても見えない。年度初めだからこれでも良いですけどこれからはもっと大きくしないと。

自治会としても協力はしますので、是非よろしくお願いします。

(川口委員) 長寿福祉課ですので、高齢者の立場から意見を言わせていただければと思うんですが、重点項目にも高齢者のところが入っていて事業も出前講座などいろいろなものがあるんですが、こういうものに参加する人は問題のないと思うんですけど、参加しない方、老人クラブにも参加されていない方たちにどうやって働きかけていくかというのが今年度の課題だと思うんです。なので、初めに会長からお話が合った担い手の育成、コーディネーターの育成とか、そっちの方に今は重点を置いていって、今後につなげていった方が良いのかなと感じました。

(色川会長) 補足しますと、静岡が推進地区を作った理由がそれだったんですよ。高齢者のところに行こうという考えで。全部は無理ですね。だから特定の地区でどのくらいの効果があるのか試したんですね。たぶんもうちょっと広げると思うんですけど、少しずつ広げていって効果を見ていこうということなんです。ただ、それをどこがやるのかという問題があって、消費生活センターなのか、それこそ長寿福祉課なのか、線引きが難しいですね。それは各自治体の考え方によって違ってくると思います。まあそれも考えていったらどうでしょう。

(事務局) そうですね。現状ですと、一人暮らしの高齢者向けの取り組みということで、民生児童委員の一人暮らし高齢者の実態調査の際にこちらで作成したチラシを持って行っていただいて、見守りが必要な方がいた場合にチラシを渡していただくという取り

組みを行っています。ただ、チラシだけでどれだけの効果があるのかという部分もありますので、担い手の力をお借りしていくということも必要ですので考えていきたいと思えます。

（色川会長）ちょっと別の担い手になってしまいますけど、出前講座も担い手がいれば回数が多くなっても何とかなるじゃないですか。自分たちじゃなくても県がやってくれるならそこから人をもらっても良いかもしれないですけど。うまく使っていただくと良いかもしれません。

他いがかでしょう。

（事務局）では、事務局から一つよろしいですか。先ほどの話にもあったように、学校にもっと入り込みをしたいと考えているんですけど、教育委員会からも委員にもなっていていただいているんですが、入り込みをするうえでどう工夫したらよいかというところを教えてくださいたいです。

（佐野委員）今学校現場に「〇〇教育」と名前が付くものが数えたらいくつくらいあるんだろうというくらいあります。消費者教育もその一つですが、環境、福祉、食育・栄養といろんな団体さんが学校に入ってきてこういう教育をやっていきたいとおっしゃいます。いくつか入ってくるんですが、続くところと続かないところがあるんですよ。違いは何かと考えると、やっぱり面白い講座は続くんだなと思うんですよ。

今学校現場は非常に忙しくて夏休みにも授業をやるような状況ですので、その中で生き残っていくものはやっぱり子供が楽しいという姿があるものです。体験的な内容が含まれているものや何か仕掛けがあったり、具体例で言いますと明電舎さんがモノづくり講座というものをやっているんですが、ものすごい人気があるんですよ。球体のものを作るんですけど、最後転がっていくというところまで1日でやるんですよ。これはものすごい人気があります。ただ、他のものはあんまり人気がないです。その差は、体験的な内容をいれているかどうか、子ども主体で考えているかどうかというところかなと思いますので、講義的なものではない方が特に小学生には良いのかなと思います。今、授業も先生がしゃべって生徒がノートを取るという説明型の授業から、子ども主体の授業へ変えていこうという流れにありますので、子ども主体の仕掛けを考えていただけると良いのかなと思います。

（色川会長）やっぱり中身が面白くないとだめですよ。

（佐野委員）会長がおっしゃったように、チラシは大事ですね。こんな面白いことができますよという。

(色川会長) やっぱり工夫しなきゃダメですよ。目を引くように。電通さんとかああいうところに頼んだ方がよいのかもしれませんが、やっぱり競争なんですよ、いくつもある中で競争で勝ち取っていかないとやらせていただけない。そういうつもりで作っていかないといけないんじゃないでしょうか。

(事務局) その中身を作っていく上でも、現場の先生のご意見もいただければと思いますので、是非よろしくをお願いします。

(色川会長) 他いかがでしょう。

では、私から、技術的なところなんです、消費生活センターの拠点化のところなんですけどね。消費生活センターが行っている取り組みで拠点化に丸が付いていないものの中で該当しているものがあると思うんですよ。例えばDVDの貸し出しの周知だって拠点化の活動の一つだと思いますし。該当事業が3事業っていうのが少ないですよ。出前講座もそうですし、たからっこ通信もそうですよね。こうやって消費生活センターとして情報発信しているわけだから拠点化といえるんじゃないですか。消費生活センターが消費者教育を行っているということを皆さんにアピールしているので。書き方の問題もあるんじゃないですかね。まだそういうところがあるかもしれませんけど。

(事務局) この取り組み一覧の資料がすべての基本となる資料として毎年作ることになっているんですけど、この資料の作りについても考えていかないといけないねっていうのも今年度の課題になっているんですね。庁内からも消費者教育に関連する事業を挙げてもらっているんですけど、報告した職員がどこまで消費者教育を意識して丸を付けているかというのも疑問で、それぞれの課の中や職員の間で去年も丸が付いているから丸にしておこうという風にしているのかもしれませんが。本当にそこに消費者教育を考えてやっているのかというのが疑問に思うところがたくさんあったんです。

なので、消費生活センターの方でいくつか指標みたいなものを考えて、これに当てはまるものが消費者教育に関連する事業ということで挙げてくださると言えるようなある程度の目安が必要かなと思っています。

現状は各課が一方向的に言っているものなので、本当に消費者教育に当てはまるのんだろうかと思うものもありますし、逆に消費者教育に当てはまる事業を行っていても挙げてきていない課もあるだろうと思いますので、もう少し分かりやすく事業を挙げられるように共通した条件みたいなものを付けていく必要があるかなと考えています。その中で拠点化もそうなんですけど、かなり曖昧に決めている部分もありますので、もう少し分かりやすく丸を付けられれば良いなと考えています。

(色川会長) そういう意味では、まず庁内の各課にも分かってもらわないといけないですよ。そこで分かってもらえれば他でも分かってもらえるじゃないでしょうか。頑張ってください。期待しています。

(勝又委員) 皆さんのお話を伺ってまして、一個一個の事業が目的化、細分化しているという風に思えます。取り組み方針や重点取り組みがある中で、その取り組みとしてこれをやっているという目的に応じた事業立てと言うんですかね、そういう仕組みをしていくとすっきりと見やすいものになっていくのかなと思います。

大きな目標として成果指標を設定していますので、こういう風な取り組みになっていくというのは理解できる場所だと思います。ただ、今日の話にもあったように目的が拡散していくというのが傾向としてあるのかな。目標を達成することで、市民の方が被害に遭わないとか楽しく消費生活を送ることができるとかという一段階上のところに行けると思いますので、取り組みと目標の繋がりが見えてくると良いのかなと思います。学習指導要領やこういう子どもたちになろうねという目標設定を目指すための手段の一つとして消費者教育は関わるができるんだということを伝えていく必要があると思います。

全体の枠組みを見方を変えると何を目標にしてどういう取り組みをしていくのかというのが見えてくるのかなと思います。チラシの話ですが、あまりこういう事に注意とかこうなったら大変だよという内容だとすこし引いてしまうところがありますので、それよりもモノづくりって楽しいよねとか視点が違う教材になっているのかもしれないので、消費行動につながるような内容でPRしていくと良いのではないのでしょうか。難しいところかと思いますが、そんな視点で取り組むことができればよりブラッシュアップできると思いますので、よろしくお願いします。

(色川会長) それでは、他よろしいでしょう。

では、事務局の方からその他連絡事項等についてお願いします。

(3) その他

(事務局) では、最後に今後の予定ですが、本日いただきましたご意見を踏まえて、そして皆様のご協力をいただきながら今年度の消費者教育を進めていきまして、3月に今年度の取り組みの報告の場を設けさせていただきたいと考えています。そこでまたいろいろとご意見いただきまして、それを翌年度の取り組みに活かしていけたらと考えていますのでよろしくお願いします。ご多忙の中恐縮ですけれどそちらのほうもまたご出席いただけたらと思います。

以上です。

(色川会長) それでは、何か最後に皆様からありますか。
無いようでしたら、これで平成 29 年度第 1 回沼津市消費者教育推進地域協議会を終わ
ります。ありがとうございました。

5 閉会